

# 令和5年3月定例会一般質問

## 通告4

### 質問 動物愛護の取り組みについて

### 答弁 住民への普及啓発と愛護団体の状況把握に努めます

8番 江口 智子 議員

#### 【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。通告に従い、動物愛護の取り組みについて3点にわたって質問させていただきます。1点目は、犬猫等の保護の実態と飼育マナーの啓発についてであります。

コロナ禍で在宅時間が増える中、ペット人気が高まり、その後、経済的困窮や安易な気持ちで飼い始めたことが原因で飼育が困難になるケースが全国的に増加していると言われます。

また、ペットは愛玩動物の域を超え高齢者にとっては癒やしとなり、健康増進の効果が認められる一方で、体調の変化等により飼うことができなくなるケースも課題となっています。

町内で動物愛護ボランティアをする方からは、隣町で猫の多頭飼育をしていた高齢者が介護施設へ入所したため、ボランティアの人たちが家に残された猫たちに餌を与え、必要に応じて病気の治療をしながら、現在も里親を探していると聞きました。

また、当町の職員が里親が見つかるまで手分けをして犬を預かっているという話も聞こえてきます。こうしたケースも含め、町内における犬猫の保護件数はどのように推移しているか、また、動物の飼育マナーの啓発は適宜行われているかお尋ねいたします。

#### 【答弁：町長】

江口議員御質問の動物愛護の取り組みについて御答弁申し上げます。

1点目の犬猫の保護の実態と飼育マナーの啓発についてでございますが、近年の町内における犬及び猫の保護状況は、犬につきましては町及び保健所の保護で令和2年度は9件、令和3年度は9件、令和4年度は6件とほぼ横ばいで推移をしており、猫につきましては、保健所のみでの保護で令和2年度は15件、令和3年度は10件、令和4年は6件と減少傾向となっております。



なお、民間ボランティア団体等における保護件数につきましては、それぞれが独自で行われていることから把握できていない状況でございますので、町からボランティア団体等に譲り渡している件数につきましては、令和2年度に2件、それ以降実績はない状況でございます。

また、動物の飼育マナーの啓発につきましては、ホームページにおいて、「犬を飼う際の注意事項」及び「猫を飼育する方」などにより啓発しているとともに、3月広報におきましても「飼い主さんへのお願い」として掲載をしたところでございます。

**【質問：江口 智子 議員】**

8番、江口智子でございます。再質問させていただきます。

昨日発行の広報にて飼い主さんへのお願いを確認しました。しかしながら、外をうろつくどこかの猫をかわいそうに思って餌を与えるならば、自分の猫ではなくとも繁殖しないように去勢や避妊手術をすべきであるという地域猫の考え方、これはいわゆる牛舎猫にも通じますが、このことを広く周知していかないと、最終的に愛護ボランティアの負担は軽減されません。

また、高齢者とのペットの向き合い方や、災害時の同行避難のために飼い主が普段から心がけるべきことなど、環境省が多様なチラシやパンフレットを発行していますので、さまざまなケースについてわかりやすく広報していただくことを期待しますが、いかがでしょうか。

**【答弁：町長】**

広報誌等を通じまして啓発はしているところでございますけれども、さらに環境省や北海道などでも発信している啓発物等もございますので、そちらも参考しながら、北海道が策定いたしました動物愛護管理推進計画に基づきまして、さらに効果的に普及啓発活動を実施してまいりますので、御理解願いたいと思います。

**【質問：江口 智子 議員】**

2問目は動物行政の位置づけについてであります。

保健所の老朽化などに伴い、北海道は令和5年より新たに道央と道東で動物愛護管理センターの運用を開始するとしていますが、道東センターは前年の実証事業を受託した十勝の団体に決まったようです。道東センター設立のためにと熱心に署名活動をしていた愛護ボランティアの人たちからは、広い道東にあってセンターが十勝では十分な活動ができな

いと落胆する声も聞かれます。

動物愛護管理センターは、里親探しの拠点となるだけでなく、災害時にペットの避難所としての活用も想定されており、町として動物愛護管理センターに代わる機能を作る必要があるのではないのでしょうか。

令和元年改正の動物愛護管理法第37条第3項の2において、指定都市、中核市及び第35条第1項の政令で定める市以外の市町村は条例で定めるところにより動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする、努力規定が定められました。

第7期中標津町総合計画の令和5年から7年までの実施計画書には、基本目標4-6「安全な生活環境の確保」にも4-7「環境保全の推進」にも、害獣駆除以外の動物に対する施策が含まれていませんが、当町における人と動物との共生社会を築くための動物行政の位置づけについて伺います。

**【答弁：町長】**

2点目の動物行政の位置づけについてでございますが、北海道では平成30年に北海道動物愛護管理推進計画を定め、令和4年には北海道動物愛護管理センターの運用を十勝で開始することで適正飼育を推進するとともに、人と動物が共生する心豊かな社会の実現に向けて取り組んでおり、多頭飼育崩壊や殺処分の対応をはじめ、動物愛護管理担当職員の配置につきましては、一義的には北海道が主体となって行うものと認識をしております。

市町村が設置するよう努めることとされている動物愛護管理担当職員の設置につきましては、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てるとされていることから、設置につきましてはちょっと難しいものと考えますが、広大な道東エリアを網羅するため、さらなる動物愛護管理センターの拡充について働きかけをしまいたいと考えております。

議員御指摘のとおり第7期中標津町総合計画に主要施策として項目建てはしてありませんが、総合計画の推進を環境面から実現する役割を担っております中標津町環境基本計画の施策において、ペットの適正管理とうたわれていることから、中標津町環境基本計画に則り、動物の命を尊重しながら、動物との正しい付き合い方を理解し、人と動物とのより良い関係を作っていくことで、人と動物が共生する社会の形成について、北海道をはじめ関係機関と連携しながら、必要な情報の提供等に町としても努めてまいりたいと考えております。

**【質問：江口 智子 議員】**

3 問目は繁殖防止のための助成についてであります。

環境省の統計によれば平成 30 年度、北海道で引き取られた犬猫の総数は 1,669 匹、飼い主への返還、里親への譲渡などが叶わず殺処分された個体は 211 匹、内訳は犬が 23 頭、猫は 188 匹で圧倒的に多く、うち 100 匹は乳離れもしていない幼齢個体とされています。

愛護ボランティアの方は、猫はヤマネコが家畜化したことがルーツで、長い間人間に飼育されてきた動物なので本来野生の猫は存在しないと口を揃えて言います。この信念のもと、引き取られた犬猫を殺処分させないために善意で動物の里親探しをしています。

町内のボランティア団体に収支の状況を聞いて驚きました。保護個体は年間 10 匹程度に対し、自分たちの会費と募金で年間数万円の活動費を捻出しているそうですが、飼い主が見つかるまで餌をあげることはもちろん、里親を探すためのチラシを何十枚もカラーコピーし、あちこちに貼り出しながら、動物病院で病気のチェックをし、さらに避妊、去勢手術を行っています。

里親が遠方の場合には自分の車で連れて行くのですが、旭川へ行くのに道に迷ってしまい 10 時間以上かかった。軽なので途中 3 回給油したと、笑いながら話されるのを聞きながら、聞いている方は笑えませんでした。里親が見つからなかった場合は、結果的に自分で引き取ることとなり、現在 20 匹近い猫と猫のために建てた別宅で暮らす方までいるとのこと。私財をはたいて誰かが遺棄した動物のために終の棲家を提供されているのです。別宅を建てた方は、もう限界、これ以上増やすことはできないと危機感を募らせています。

先日、釧路市で開催された犬猫の譲渡会に行ってきましたが、ボランティアメンバーが預かっている犬猫を会場に集め、そこに多くの方が訪れていました。代表に聞くと譲渡と言っても、その場でポンと渡すわけではなく、里親として責任を持って最後まで飼育してくれるか審査と家庭訪問等を通じて、慎重にマッチングをしているとのこと、やはり中標津の団体と同じように手弁当で活動をされていました。中標津と違うのは、申請をすれば市内の団体が避妊や去勢手術代を助成してくれるので助かっているという部分です。

動物愛護管理法では、適正使用が困難な場合の繁殖防止の義務化が定められており、当町でも法に則って生殖不能の手術を講じているボランティア団体への手術代の助成など、何らかの措置を講ずる必要があると考えますが、この点町長はどのようにお考えでしょうか。

**【答弁：町長】**

3 点目の繁殖防止のための助成についてでございますが、飼い主への返還や里親への譲

渡など、動物愛護ボランティア団体の皆様の活動によって殺処分を免れている犬猫が数多くおりまして、ボランティア団体等の活動には、改めて敬意を表すところでございます。

議員御提案の避妊や去勢手術代の助成についてですが、避妊や去勢手術は飼い主の責務において行われることが基本であります。

しかし、飼い主のいない犬猫についてはボランティア団体等に依存せざるを得ない状況であることから、引き続き、北海道が策定し実施する動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策と連携しながら、町内ボランティア団体等の状況等の把握に努め、今後の各種施策を推進してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 【質問：江口 智子 議員】

再質問させていただきます。

住民、ボランティアと行政が三者協働で地域猫活動を積極的に支援する自治体が増えています。飼い主のいない動物たちの問題は、地域の問題を地域で解決するために協働して行うことが大切ではないでしょうか。

北海道は動物愛護管理センターの設置に当たり、ウェブ上で寄附を募っていましたが、手術代の助成を行う自治体の中には住民からの寄附で動物愛護基金を設置しているところもあります。当町においては、例えばふるさと納税の目的に動物の殺処分をなくすためとの項目を設け財源に充てることも可能であると考えます。

まずは町内で活動するボランティア団体への聞き取り調査をもとに実態を把握し、必要な支援の検討及び協働の取り組みを始める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

#### 【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、まずはボランティアの方々の活動実態の把握と、それに加えて住民に対する活動周知でありますとか、理解促進などの支援から始めてまいりたく考えておりますので、御理解をお願いいたします。